



労働時間の改ざんによる賃金未払いを 2度と発生させないために！！

申21号繰り返される「労働時間の改ざんによる賃金未払い」に関する緊急申し入れ団体交渉報告

5月14日申21号団体交渉に臨み繰り返される労働時間の改ざんと賃金未払いについて会社の考えを質しました。コンプライアンス違反を起こしている事態を会社に認識させ、これ以上の労働時間の改ざんを起こさせないために会社と交渉を行いました。

全社員に謝罪と説明を行うべきだ！

（組合） 賃金を支払われる側、つまり全社員が関係者であり、全社員に事象と会社の対応、発生の原因を明らかにし再発防止の対策を周知すべきだ。

（会社） 労働時間の改ざんではない。事態は重く受け止めるが全体化すべきではない。

賃金未払いが会社に与える影響を簡単に考えているのではないか！？